

緊急 特別企画

キーマンの証言とともに検証する 栄養士法改正と 管理栄養士のこれから

議員立法によって第147回通常国会に上程された待望の栄養士法改正法案が

3月16日、衆議院厚生委員長(江口一雄氏)提案により衆議院本会議において全会一致で可決。

3月31日には、参議院本会議において、同じく全会一致のうえ、可決・成立した。

本法改正においては、一昨年6月、厚生省が設置した「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」報告書に端を発し、法案化された経緯をもつものだが、管理栄養士が「登録」資格から大臣の「免許」資格へと、実質的に格上げされたことなど、

管理栄養士にとって非常に大きな意味をもつ。以下、今回の法改正実現に向けて先頭に立って

取り組んできたキーマンの証言とともに、今回の最大の目玉である「免許制の実現」を中心に振り返ってみる。

スタートは 「生活習慣病予防を担う 管理栄養士の資質向上」

今回の法改正の内容に触れる前

にまず、今日に至るまでの経緯か

ら振り返ってみよう。厚生省は平

成九年八月、「二一世紀の管理栄
養士等あり方検討会」を設置、翌
年六月には最終報告書(以下、報
告書)が提出された。厚生省が、

同検討会を設置した最大の目的は
「生活習慣病の予防対策」。また、
「管理栄養士等あり方」とわざわ
ざ検討会の名称に銘打った点につ
いては、「食生活・栄養に関する

生活習慣の改善は非常に重要な問
題であり、この問題を担う管理栄
養士には個人に合わせて栄養指導
ができる能力を備えてもらう必要
がある」(厚生省生活習慣病対策
室・杉浦信平室長)と考えたから
である。つまり、これまで業界の
中でもたびたび議論されてきた
「管理栄養士の資質向上」に主眼
を置いていたわけである。

前政務次官の発案により
「登録制」前提から一転、
「免許制」へ

このときの最終報告に関して
は、弊誌ほか栄養関連の各種マス

今回の改正が多くの現役管理栄
養士等から大いなる関心を集めた
理由は、第一点目の免許制の実現
であると言つてもよからう。報告

書を受けて厚生省ほか関係諸団体
が法改正に向けて動きはじめた平
成一〇年十一月以降、昨年六月の
ある時点までは、免許制の実現に
關しては「ありえない」と思われ

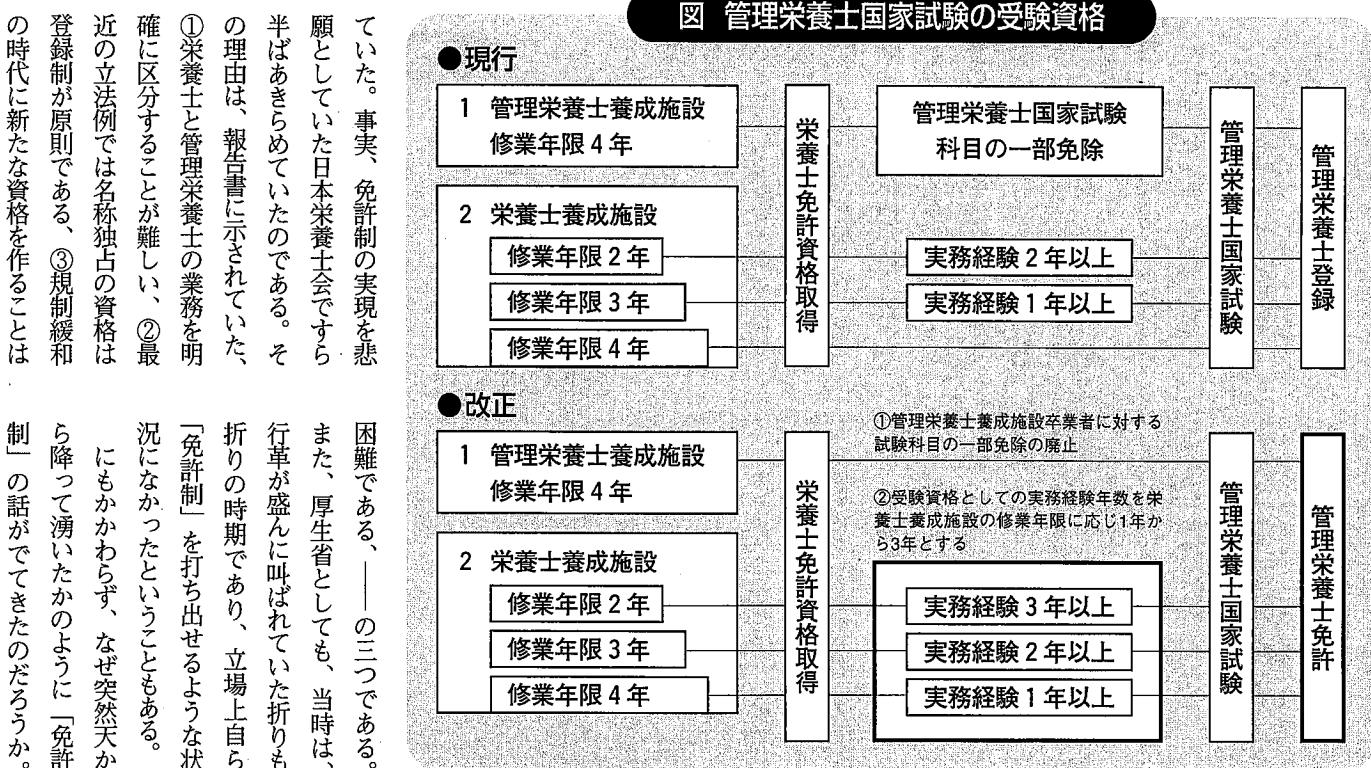


栄養士議員連盟事務局長を務める熊代昭彦氏



前政務次官で免許制の実現に尽力した根本匠氏

図 管理栄養士国家試験の受験資格



免許制の発案は、当時政務次官の職にあった自由民主党の根本匠衆議院議員によるものである。根本氏は、厚生省により法改正に向けては登録制で」という言い方に内容説明を受けた際に、「現段階では登録制で」という言方に疑惑を感じたという。なぜならば、以前富山県で行われた補欠選挙の応援に出向き、地元の栄養士代表と懇談の場を持った際に「管理栄養士の社会的評価を高めるため免許制にしてほしい」と要望され、免許制にするには、管理栄養士が担う業務内容がそれ相応のものに変わることでないと難しい」と答えた経験を持っていた。また、根本氏の地元、福島県の職員任用上の規定によると、「栄養士は資格扱い、管理栄養士は特技扱い」という極めて歪んだ扱いを受けていたという情報も耳に入っていたからである。

そこで、根本氏は、即座に自由民主党・栄養士議員連盟事務局長を務める熊代昭彦氏を訪ね、「理論的には免許制にできる」とする自説を披露したところ、その場で同意を得、翌々日に開かれる議員懇談会の場で「ぜひ発言してくれ」と要請された。しかし、この議員懇談会の日には政務次官会議も予定されており、発言する時間など

ない状態であった。その根本氏に、熊代氏は会の冒頭で発言する機会を与える便宜を図ったという。隠れたサポートがあつたのだ。こうしたやり取りを経て、議員懇談会の場で「免許制」を主張する根本氏も提起した免許制の話を耳にした議員も多かつたはずだが、ほとんど全員と言つてよい加盟議員からスタンディングオベーションに近い状態で拍手が起つた。というエピソードも残されている。つまり、今から振り返れば、この時点で「免許制」実現に向かってレールはあらかじめ敷かれていたと言つてもよいのである。

この時点では「免許制」を打破し、「登録制」を正當性を示す反証実例を挙げて、では、上記報告書に示されている「免許制の実現は不可能」とした二つの理由は、いかにして突破されたのであろうか。
(太字部分が実現不可能とした理由。矢印以降が反証例)

では、上記報告書に示されている「免許制の実現は不可能」とした二つの理由は、いかにして突破されたのであろうか。
(太字部分が実現不可能とした理由。矢印以降が反証例)

（1）平成六年の栄養改善法改正において、栄養指導員（都道府県保健所設置市に設置される栄養指導員）の業務に、従来の給食施設に加え、専門的な技術および知識を必要とする栄養指導業務

一・口・メ・モ

●議員立法 国会に法案を提出できるのは、内閣（政府）、委員会、調査会、議員の三者。内閣が提出する法案を「政府立法」、議員や委員会が提出する法案を「議員立法」と呼ぶ。

議員が法案を提出するには、発議者以外に衆議院では20人以上、参議院では10人以上、予算措置を伴う法案の場合は、衆議院が50人以上、参議院では20人以上の賛成議員が必要となる。

栄養士法改正までの経緯

が加えられた
②療養のための栄養指導の重視
が明確になつてゐる（診療報酬
における栄養指導点数は、管理
栄養士による指導でなければ算
定できないこととなつてゐる）
③栄養改善上特別な給食管理が
必要な集団給食施設における給
食の管理で管理栄養士に対する
業務が位置付けられている（診
療報酬における特別管理加算）

↓昭和三七年当時は、名称独占
資格でも大臣免許制（保健婦
等）。本来は、免許制にすべき
であったもの。同一の法律の中

で、法的性格が同じである資格
を一方は「免許」、他方は「登
録」とする例は他にない。

※同一の法律の中で、法的性格
が同じ資格を双方とも免許とす
る例：①一級建築士／二級建築
士（建設業法）、②看護婦／准
看護婦（保健婦助産婦看護婦法）
三、規制緩和の時代に新たな資
格を作ることは困難である
↓管理栄養士は、すでに法的に
は名称独占。新たな規制を加え
るものではない。むしろ制度上
の歪みを直すもの。

二、最近の立法例では名称独占
の資格は登録制が原則である
↓昭和三七年当時は、名称独占
資格でも大臣免許制（保健婦
等）。本来は、免許制にすべき
であったもの。同一の法律の中

これにより法文上のアンバランス
を是正するという大義名分が立
ち、「免許制」とすることの正当
性が示されたのである。ちなみに
これらは理論構築を行つたのも、
実は根本氏自身だった。

その後、衆議院法制局での法案
づくり等を経ながら、昨夏以降、
法案の上程のタイミングをにら
み、また一方では各議員に対する
根回しが各都道府県栄養士会等を
通じて展開されてきた。しかし、
そのなかで関係者たちが苦労した
ことの一つとして挙げるとすれば、
「日本医師会が強硬に主張し
ていた、免許とするならば『医師
の指示のもとに』とするようにな
らねば」という意見とどう折り合いを付ける

かだつた」（熊代氏）と言う。こ
の点に關しても、兩議員は、厚生
省生活習慣病対策室の杉浦氏、日
本栄養士会会长の藤沢良知氏とど
もに、直接、担当理事の櫻井秀也
氏に面談・説明を行い、さらには、
日本医師会会長の坪井栄孝氏の了
解を取り付けるという地道な説得
工作が奏功し、今日の「医師の指
導」の形に落ち着いたのだといふ。
問題さえなければ簡単に通る法案
だつたが、逆に免許制がなければ、
議員立法で取り上げるにはつまら
なすぎる。そう考え、あえて難
関に挑んだとも言う。一方の根本
氏は、「政治主導とは、政治家自
らが自分の頭で考える」と。理論
的に可能なだから、政策主旨を
反映させるのは当然」と考えて取
り組んだと言う。こうした自ら行
動した議員、さらには裏方に徹し
協力してきた厚生省や日本栄養士
会の面々の努力があつて実現した
法改正だつたと言えよう。

大きな賭けだった

「免許制の導入」

議員等の努力あつて実現に

そして、管理栄養士の大臣免許
制の導入が決まつた現在、熊代氏
は、「やはり免許制は大きな賭け
だつた」と振り返る。「免許制の
実現は、法改正に關わった関係者へのイ
ンタビューとともに根本氏から提供い
ただきました」「根本メモ」のほか、「栄養日
本」（日本栄養士会法人会員会資料を参考に
して編集部にて構成しました）

平成10年6月	厚生省より「21世紀の管理栄養士等あり方検討会報告書」「21世紀の国民栄養調査のあり方検討会報告書」が発表される（管理栄養士の業務として、人間の栄養管理指導の重要性が述べられる）。
6月	日本栄養士会が、平成10年度通常総会において「21世紀の管理栄養士等あり方検討会報告書」を支持し、栄養士法の改正に向けて邁進することを決議
12月	厚生省から栄養士法改正第1次調整案が提示される（関係団体で検討が行われる）。この間、3次にわたり調整案が提出される
平成11年6月	関係団体の合意が成り、改正の要点として、次の2点が示される。①管理栄養士が行う「複雑又は困難」な業務の例示として「傷病者に対する療養のための必要な栄養の指導」を位置付ける。②管理栄養士国家試験の受験資格を見直し、専門知識や技能の一層の高度化を図る。法案は議員立法で提案することで決着
6月10日	栄養士議員連盟加盟議員と日本栄養士会の懇談会が開催される。この席上、関係議員から、議員立法とするならば、上記2点に加え「管理栄養士の免許化」を目指すことが提案される
7月21日	日本栄養士会が栄養士法改正総決起大会を開催
23日	関係国会議員133名（うち代理80名）、栄養士会会員516名が参加
8月1週	法制局との意見調整、国会情勢を踏まえ、今国会での上程を見合わせ、次期臨時国会での上程、可決成立を目指すことに
13日	第145回通常国会閉幕
10月29日	第146回臨時国会開幕
11月18日	栄養士制度を考えるシンポジウムが開催される
12月14日	臨時国会では与野党対決が目立つこと、重要法案が多く、審議日程等の関係もあり、次回通常国会での上程、可決・成立を目指すことで合意する
15日	関係議員、関係機関、関係団体による最終調整成る
24日	第146回臨時国会閉幕
平成12年1月20日	日本栄養士会が、各都道府県栄養士会・連盟支部長に関係議員への要望活動を依頼
2月4日	第147回通常国会開会
8日	自由党の国民生活・社会部会で栄養士法の一部改正案が承認される
3月16日	自由民主党・社会部会、政務調査会・審議会、総務会公明党・政策審議会で栄養士法の一部改正案が了承される
31日	衆議院本会議で厚生委員長（江口一雄）提案により法案が提出され、全会一致で可決
	参議院本会議において全会一致で可決・成立